

北名古屋市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年2月9日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

総務課及び防災交通課

対象期間 令和5年4月1日から令和5年11月29日までの所管事務

実施期間 令和5年10月30日から令和5年11月29日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

総務課及び防災交通課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜総務課＞

主な所管事務は、行政組織、市域や市内の地名の変更、公印の管守、公告式、文書の收受及び発送、完結文書の整理保存、情報公開、個人情報保護、条例、規則等の審査、例規集の整備、陳情、請願等の受付、指定管理者制度、学習等供用施設、行政相談委員、不服申立て及び訴訟の総括、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公

平委員会、いじめ問題調査委員会、市議会との連絡調整、幹部会議、自衛官及び自衛官候補生の募集、庁舎、コミュニティセンター、不当要求、当直、平和啓発事業、市町村の合併、市民協働の推進、市民活動の推進、自治会、地縁による団体の認可、男女共同参画の推進、ドメスティック・バイオレンスの防止計画及び総合調整、総務部の庶務、他の部の所管に属さないことに関する事務である。

(1) 収入事務について

行政財産の使用の許可について、許可した期間中に当該行政財産を使用する事実が無くなったにもかかわらず、使用を許可した期間を改めていないものがあった。使用を許可した期間を改めるとともに、既に決定した行政財産使用料等の取扱いやその他の決定すべき事項を含め、適切な処理に努めること。

(2) 支出事務について

電話交換業務について、業務委託契約の相手方と委託業務の従事者との間で個人情報の保護に関する取り決めがされていなかった。任意団体へ業務を委託するときは、個人情報の保護に関する取り決めの有無や、委託業務の従事者が秘密保持の誓約等をしていることを確認すること。

意 見

- (1) 受付印が実際の受付日と異なる日付で押印されたものがあった。現在、受付印は各課に置かれており、日付等の管理はされていない状態である。不正な処理を防止するため、市における適正な受付印の管理方法について検討されたい。

<防災交通課>

主な所管事務は、国民保護計画、地域防災計画、防災対策の総合的な企画及び調整、災害緊急出動体制、自主防災組織、防災行政無線、消防（空き家を含む。）、防犯（空き家を含む。）、交通安全、交通安全施設及び防犯施設、放置車両、自転車駐車場、公共交通、防災環境部の庶務に関する事務である。

(1) 収入事務について

広告料収入に関する契約について、収入印紙の貼付がないものがあった。

(2) その他

事務全般において、受付印の押印漏れや決裁を受けないままの事務処理等が散見された。